

令和6年門審第27号

裁 決
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生 of 年月日時刻及び場所
令和5年10月29日05時05分
山口県安岡漁港村崎ノ鼻南岸
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 遊漁船A
総 ト ン 数 2.5トン
登 録 長 9.06メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 191キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成4年5月に進水した、最大とう載人員が旅客8人船員1人のFRP製遊漁船で、船体後部に操舵室を配し、同室前部やや左舷寄りに舵輪、その右舷側にGPSプロッター及び機関操縦レバーを備えていた。

(2) 受審人の経歴

a受審人は、(一部省略)令和4年にAを購入してから遊漁船業を始めていた。

(3) 村崎ノ鼻付近の水路状況等

a受審人は、安岡漁港中央部に位置する村崎ノ鼻付近での素潜りの経験が豊富なことから、同鼻付近には水深1メートル未満の浅所が拡延していることを知っており、Aに搭載されたGPSプロッターを拡大表示すると、村崎ノ鼻付近には水深や等深線が表示されるので、浅所との位置関係を把握しながら航行していた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.20メートル船尾0.85メートルの喫水をもって、令和5年10月29日05時00分安岡漁港を発し、山口県角島北西方沖合5海里の釣り場に向かった。

a受審人は、村崎ノ鼻周辺が表示される範囲でGPSプロッターを作動させ、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、出航して間もなく、操舵室左舷後部出入口付近の釣り客に話しかけられ、時折後方を振り向きながら会話を続け、安岡漁港港口を通過した後、05時02分半安岡港甲防波堤灯台(以下「安岡灯台」という。)から212度(真方位、以下同じ。)70メートル

の地点で、針路を283度に定め、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a 受審人は、05時03分僅か過ぎ安岡灯台から251度130メートルの地点に達したとき、村崎ノ鼻南岸が右舷船首13度320メートルのところとなり、その後同鼻南岸の浅所に向首して接近する状況であったが、釣り客との会話に気をとられ、GPSプロッターで同浅所との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、村崎ノ鼻南岸の浅所に向首したまま続航し、05時05分僅か前右舷前方に同鼻南岸を認めて左舵をとったものの、効なく、05時05分安岡灯台から273度420メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の南東風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、舵軸、推進器軸及び同翼に曲損等を生じたが、後に修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、安岡漁港において、釣り場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、村崎ノ鼻南岸の浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、安岡漁港において、釣り場に向けて航行する場合、村崎ノ鼻南岸の浅所に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターで同浅所との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣り客との会話に気をとられ、船位

の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、村崎ノ鼻南岸の浅所に向首して接近する状況に気付かずに進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 4 月 1 6 日

門司地方海難審判所

審 判 官 管 啓 二